

## 「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」の概要

平成21年8月20日

外務省

農林水産省

### 1. 経緯及び予定

(1) 平成21年4月21日、我が国からの海外農業投資に対する支援方策等を政府関係機関が一体となつて行う、「食料安全保障のための海外投資促進に関する会議」を外務省及び農林水産省が中心となつて設置。

(注) 構成：外務省、農林水産省、財務省、経済産業省、国際協力銀行（JBIC）、国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構（JETRO）、日本貿易保険

(2) これまで、5回の会合（4月21日、5月22日、6月18日、7月28日及び8月20日）を開催し、海外投資促進に関する基本的な考え方、海外投資を支援するための方策等について検討。

(3) 本日開催された第5回会合で、「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」をとりまとめ。今後は官民連携モデルに関する検討を継続するとともに、民間企業からの総合的な支援の要望に対応。

### 2. 「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」の概要

- 対象となる農産物  
大豆、とうもろこし等
- 対象となる地域  
中南米、中央アジア、東欧等において、投資環境の整備等を実施。
- 具体的な取組み—官民連携モデルの構築  
政府関係機関の支援ツールを総合的に活用。  
(支援ツール)
  - ① 投資環境の整備（投資協定の締結等）
  - ② ODAとの連携（生産・流通インフラ整備等）
  - ③ 公的金融の活用
  - ④ 貿易保険の活用
  - ⑤ 農業技術支援（共同技術研究、技術支援等）
  - ⑥ 農業投資関連情報の提供  
等
- 我が国の行動原則等（国際的に推奨し得る農業投資の促進）